

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については、各機関・団体に直接お問い合わせください。

(兵庫)個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

～まずは相談したい方～

兵庫労働局
指導課
職業対策課
(P 1、2、3)

兵庫県弁護士会
紛争解決センター
(P 5)

日本産業カウンセラー協会
関西支部
(P 8)

日本司法支援
センター
(法テラス)
(P 4)

兵庫県社会保
険労務士会
(P 6)

兵庫労使相談
センター
(P 7)

兵庫県男女共同
参画センター
(P 9)

～紛争解決制度を利用したい方～

兵庫労働局
指導課
職業対策課
(P 1、2、3)

兵庫県社会保
険労務士会
(P 6)

兵庫県弁護士会
紛争解決センター
(P 5)

日本産業カウ
ンセラー協会
関西支部
(P 8)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

神戸簡易裁判所
(P 11)

神戸地方裁判所
(P 10)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
兵庫労働局 (雇用環境・均等部 指導課)	兵庫労働局 総合労働相談コーナー (住所) 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー15階 兵庫労働局雇用環境・均等部指導内 (電話) 078-367-0850 以下、各監督署(11署)の総合相談コーナー 神戸東 総合労働相談コーナー (電話) 078-332-5353 神戸西 総合労働相談コーナー (電話) 078-576-1831 尼崎 総合労働相談コーナー (電話) 06-6481-1541 姫路 総合労働相談コーナー (電話) 079-224-1481 伊丹 総合労働相談コーナー (電話) 072-772-6224 西宮 総合労働相談コーナー (電話) 0798-26-3733 加古川 総合労働相談コーナー (電話) 079-422-5001 西脇 総合労働相談コーナー (電話) 0795-22-3366 但馬 総合労働相談コーナー (電話) 0796-22-5145 相生 総合労働相談コーナー (電話) 0791-22-1020 淡路 総合労働相談コーナー (電話) 0799-22-2591 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス!	総合労働相談コーナーにおける 情報提供・相談	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話又は面談。 【相談日時】 ●兵庫労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～17:00 ●兵庫労働局各監督署総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		兵庫労働局長による 助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、兵庫労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 【費用】 無料。
		兵庫紛争調整 委員会による あっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、兵庫労働局長から委任を受けた兵庫紛争調整員会(弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成)から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんに申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
兵庫労働局 (雇用環境・均等部 指導課)	兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課 (住所) 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー15階 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課内 (電話) 078-367-0820	相談	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。
			【費用】 無料。
			【相談方法】 電話又は面談。
		兵庫労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実にかつ客観的な立場から兵庫労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示(助言・指導・勧告)することにより、解決を図る制度です。 労働者が援助を求めたことを理由に事業主が不利益な取り扱いをすることが禁止されています。
	【費用】 無料。		
	【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス!	調停	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる労働者と事業主との間のトラブルに関して、兵庫労働局長から委任を受けた調停委員(弁護士)が当事者である労働者と事業主双方から事情を伺い、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。高い公平性、中立性、的確性が期待できます。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取り扱いをすることが禁止されています。
			【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
兵庫労働局 （職業安定部 職業対策課）	兵庫労働局 職業安定部 職業対策課 （住所）神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー14階 （電話）078-367-0810 以下、各公共職業安定所の相談窓口（出張所を除く） 神戸公共職業安定所 （電話）078-362-4571 灘公共職業安定所 （電話）078-861-7984 明石公共職業安定所 （電話）078-912-2313 西神公共職業安定所 （電話）078-991-1100 尼崎公共職業安定所 （電話）06-7664-8608 西宮公共職業安定所 （電話）0798-75-6715 伊丹公共職業安定所 （電話）072-772-8618 加古川公共職業安定所 （電話）079-421-9125 西脇公共職業安定所 （電話）0795-22-3181 姫路公共職業安定所 （電話）079-222-4435 龍野公共職業安定所 （電話）0791-62-0981 柏原公共職業安定所 （電話）0795-72-1070 豊岡公共職業安定所 （電話）0796-23-3101 洲本公共職業安定所 （電話）0799-22-0620	公共職業安定所 おける相談	【制度概要】 雇用分野での障害者障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務に関する相談を受け付けています。 【費用】 無料。 【相談方法】 事業主の相談については、原則、事業所所在地管轄公共職業安定所となり、障害をお持ちの労働者からの相談は居住地公共職業安定所が相談窓口になります。 相談方法は管轄公共職業安定所での面談となります。 【相談日時】 ●兵庫労働局 各公共職業安定所 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		公共職業安定所 長による助言・ 指導	【制度概要】 障害者雇用促進法で定める「障害者に対する差別の禁止」、「障害者に対する差別の禁止に関する指針」、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置」、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るために必要な指針」（法34条、法35条、法36条の2から法36条の5）及びの規定の施行に関し相談があった場合、公共職業安定所長は事業主に対して報告を求め、または助言、指導、勧告等を行うことにより、問題の早期解決を図る制度です。 【費用】 無料。
		兵庫労働局長に よる助言・指導	【制度概要】 労働者と事業主に個別労働紛争が生じた場合、基本的には当事者間で自主的な解決を図るよう障害者雇用促進法では規定されていますが、自主解決が難しい場合で、紛争解決の援助として、当事者の双方又は一方から解決の援助を求められた場合は、兵庫労働局長が、紛争当事者に対し、紛争解決援助の為の助言、指導、勧告を行い、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 【費用】 無料。
	【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の 解決援助サービス！	障害者雇用調停 会議	【制度概要】 調停は弁護士で構成される調停委員が、高い公平性、中立性、適格性のもと、当事者である障害者と事業主双方から事情を伺い、紛争解決の方法として調停を作成し、当事者双方の調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。 【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター（法テラス）	<p>法テラス兵庫 （住所）神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー13階 （電話）0503383-5440 （代表）</p> <p>法テラス阪神 （住所）尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F （電話）0503383-5445</p> <p>法テラス姫路 （住所）姫路市北条1-408-5 光栄産業(株)第2ビル （電話）0503383-5448</p> <p>本部サポートダイヤル （電話）0570-078374（PHS可） ※IP 電話からは、03-6745-5600）</p>	<p style="text-align: center;">情報提供</p>	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法】 電話又は面談。 （面談は事前のご予約が必要です。）</p> <p>【受付日時】 ●法テラス 平日 9:00～17:00 （土日祝祭日休業） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業）</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。地方事務所においては消費生活相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。</p>
	<p>【特長】 法律の専門家が労働問題等の様々な法律トラブルに対応！</p>		<p style="text-align: center;">民事法律扶助</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="text-align: center;">兵庫県弁護士会</p> <p>兵庫県弁護士会 (住所) 神戸市中央区橘通 1-4-3 (電話) 078-341-7061 ※なお、弁護士会館内には相談窓口はございません。 相談窓口については下記のホームページをご覧ください。 http://www.hyogoben.or.jp/access/index.html</p> <p>兵庫県弁護士会総合法律センター (住所) 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 (電話) 078-341-1717</p> <p style="text-align: center;">【特長】 法律の専門家が公平・中立な立場で、示談成立のお手伝い!</p>	法律相談 (労働関係)	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブルは一般法律相談として相談をお受けします。 ※突然解雇された…賃金や残業代が支払ってもらえない…上司から意に沿わない退職を勧められた…など、 職場におけるトラブルについて、兵庫県弁護士会と法テラス兵庫の共催により相談窓口を設けています。(詳しくは法テラスの民事法律扶助制度をご参照ください。)</p> <p>【費用】 相談料 30分 5,000円 (+消費税) (1回 30分)</p> <p>【相談日時】 一般法律相談 (月～金曜日) 午前10時～正午・午後1時～午後4時。※祝日、年末年始、夏期休業日は、業務を休ませて頂きます。</p>
	無料法律相談	<p>【サービス概要①】 深刻な社会問題となっているサラ金・クレジット等による多重債務被害を救済するために平成19年1月より、特別の法律相談枠を設け、これらの法律相談については相談料を無料といたしております。 無料相談の実施場所は、神戸相談所・阪神相談所・西播磨相談所の3カ所です(予約制、実施日は各相談所により異なりますので、予約時にご確認ください)。</p> <p>【サービス概要②】 地方自治体等が主催する無料法律相談に弁護士を派遣しています。実施日時、実施方法については、地方自治体等主催団体もしくは、兵庫県弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>
	紛争解決センターによるあっせん、仲裁制度	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題にしても弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。</p> <p>【費用】 有料。申立手数料 20,000円 (+消費税)</p> <p>【その他】 費用、手続き等の詳細は、兵庫弁護士会にお問い合わせいただくか、兵庫弁護士会のホームページをご確認ください。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
兵庫県社会保険労務士会	<p>兵庫県社会保険労務士会 (住所) 神戸市中央区下山手通7丁目10-4 兵庫県社会保険労務士会館 (電話) 078-360-4864 (HP) http://www.sr-hyogo.gr.jp/consultation/index2.php</p>	総合労働相談	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【利用方法・相談時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予約制 (まずは電話でお問い合わせください。) ● 面談相談 (開催日につきましてはHPをご覧ください)
	<p>社労士会労働紛争解決センター兵庫 (電話) (住所) 神戸市中央区下山手通7丁目10-4 兵庫県社会保険労務士会館 (電話) 078-360-4864 (HP) http://www.sr-hyogo.gr.jp/solution/</p> <p>【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！</p>	労働紛争解決センターによるあっせん	<p>【制度概要】 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士(あっせん員)が、職場のトラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労働者・経営者)双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。 ※労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。 ※紛争の目的価格が120万円を超える場合には特定社会保険労務士が単独では代理人となることができず、弁護士と共同して代理人となることが必要です。</p> <hr/> <p>【費用】 有料。申し立て1件あたり10,000円(+消費税) 平成29年5月31日まで無料</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">兵庫労使相談センター</p>	<p>兵庫労使相談センター (住所) 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター1階 (電話) 078-361-3636 (HP) http://www.hyogo-rouisoudan.com/</p> <p>フリーダイヤル 0120-81-4164</p>	<p>総合労働相談</p>	<p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●働く人に 気持ちよく、意欲をもって働き続けるために働くうえで会社のトラブルや悩みがあれば相談ください。 (労働条件、雇用継続、使用者との話し合い、社会保険、女性がいき活きと働き続けるために) ●使用者の方に 従業員・労働組合との新しいパートナーシップを築き、無用な労使紛争の防止と、働きやすく、安全で生産性の高い職場を実現することなどをめざして、ご相談ください。 (雇用契約・就業規則に関すること、労組や従業員とのトラブルに関すること、事業所の統廃合と労働問題に関すること、女性の能力を活用するために)
	<p>【特長】 兵庫県を代表する労使が共同で相談を受けますので、迅速に公正公平に、相談者の立場に立った解決を図ります！</p>		<p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法・相談時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月～土曜日 10:00～18:00 ●但し、祝祭日・お盆・年末年始を除く

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本産業カウンセラー協会関西支部	<p>一般社団法人 日本産業カウンセラー協会関西支部 (住所) 大阪市中央区本町 1-4-8 エスリードビル本町 8 階 (電話) 06-6271-9495 (メールアドレス) adr@jica-kansai.jp (HP) http://www.jica-kansai.jp/ 兵庫事務所 (住所) 神戸市中央区北長狭通 5-1-21 福建会館ビル 5 階 (電話) 078-367-5815</p>	<p style="text-align: center;">労働相談 調停</p> <p style="text-align: center;">ADR センター 06-6271-9495</p>	<p>【サービス内容】</p> <p>●関西支部 ADR センターは各々の分野の専門家である産業カウンセラーが悩みをしっかりとお聴きし、当事者間の対話（話し合い）による解決をお手伝いします。悩み、もめ事の相談から解決まで、わが国では数少ない対話促進型調停で、55年にわたる産業カウンセリング活動が生み出した、もめ事解決方法です。双方が円満解決することを目指します。</p> <p>①個別労働関係紛争（職場のトラブル、もめ事）解雇、労働条件の引き下げ、退職勧奨、雇い止め、配置転換、採用に関するもの、パワハラ、セクハラ等女性労働問題、職場のいじめ等々。</p> <p>②男女間の維持調整に関する紛争（男女間のトラブル、もめ事）離婚等夫婦関係の調整、協議離婚に伴う財産分与・養育費等、婚姻費用の分担、婚約破棄等々。</p> <p>【調停期間】</p> <p>●1回2時間程度で4回以内、または3か月以内で解決を目指します。 ※調停は、土曜日、日曜日、祝祭日、夜間でも実施可能です。</p> <p>【費用】</p> <p>調停を申し立てる時に費用が発生します。</p> <p>●調停申立時手数料 一般 27,000円 会員 23,000円 ※第1回期日手数料を含みます。</p> <p>●調停期日手数料 申立人、相手方各自負担 6,000円 ※第2回以降は調停期日ごとに必要です。</p> <p>●和解成立時の成立手数料 解決金に応じた成立手数料が必要です。</p>
	<p>【特長】 わが国では数 すくない「対話 促進型 ADR」</p>	<p style="text-align: center;">一般相談</p> <p style="text-align: center;">関西支部相談室 電話：06-6125-5596</p> <p style="text-align: center;">京都相談室 電話：075-212-9100</p> <p style="text-align: center;">神戸相談室 電話：078-367-5815</p>	<p>【サービス内容】</p> <p>●関西支部では大阪（関西支部）、京都、神戸の「こころの健康相談室」でカウンセリングを行っています。</p> <p>職場の人間関係、仕事のやりがい、パワハラ、セクハラ、いじめ、やる気がしない、自分の人生を見つめたい、家庭の悩み等々について、相談を受け付けています、秘密は固く守ります。</p> <p>【費用】</p> <p>相談料 1回（50分）6,200円 （賛助会員、契約企業は別途料金です。）</p> <p>【利用方法・相談時間】</p> <p>①面接相談</p> <p>●月～土曜日 10:00～20:00</p> <p>②無料相談〈大阪、京都〉（初回のみ）</p> <p>●面接日 毎月15日 10:00～20:00 日曜日・祝日にあたる時は翌日になります。</p> <p>※①②ともに相談希望日の前日までに電話で予約してください。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
兵庫県立男女共同参画センター	兵庫県立男女共同参画センター (住所) 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー7階 (電話) 078-360-8550 (HP) http://www.hyogo-even.jp/	女性のための なやみ相談	<p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性が抱える様々な悩みや問題解決に向けて、一步を踏み出せるよう女性の心理カウンセラーが情報提供や気持ち・考え方の整理のお手伝いをします。 <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法・相談時間】</p> <p>電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月～土曜日 9:30～12:00 13:00～16:30 ●但し、祝祭日・年末年始を除く 電話相談専用番号：078-360-8551 <p>面接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月～金曜日 11:00～18:40 ●土曜日 9:20～16:50 ●但し、祝祭日・年末年始を除く 面接相談予約専用番号：078-360-8554 <p>法律相談（面接）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則毎月第2水曜日 13:30～15:30 ●但し、祝祭日・年末年始を除く <p>※女性のためのなやみ相談（面接）を経た後、カウンセラーから予約します。女性問題に理解がある女性弁護士が法的手続きなどの相談に応じます。</p>
		男性のための 相談	<p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男性臨床心理士が男性の悩みや新しいライフスタイルづくりの相談に応じます。 <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法・相談時間】</p> <p>電話相談のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則毎月第1・3火曜日 17:00～19:00 ●但し、祝祭日・年末年始を除く 電話相談専用番号：078-360-8553
		女性のための チャレンジ 相談	<p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再就職、起業、在宅ワーク、地域活動など何かにチャレンジしようとする女性の相談に応じます。（事前予約制） <p>社会保険労務士・キャリアカウンセラー等の資格を持つ女性相談員が専門的なアドバイスや情報提供をします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法・相談時間】</p> <p>電話・面接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則毎月第1～第4木曜日 10:00～13:00 ●但し、祝祭日・年末年始を除く 電話・面接相談予約専用番号：078-360-8554 <p>※1人1回あたり約50分、一時保育付き （要予約、無料）</p>

	問い合わせ先	利用できる制度
神戸地方裁判所		<p>【各手続の概要】</p> <p>●労働審判手続 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 名が労働審判委員会を構成し、原則として 3 回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。</p> <p>●民事訴訟手続（訴額が 140 万円を超える場合） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。</p>
	<p>神戸地方裁判所 民事訟廷事件係 （住所）神戸市中央区橋通 2 丁目 2 番 1 号 （電話）078-341-7521（代表） 内線 3022</p>	<p>【費用について】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>
		<p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、<u>労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。</u> 上記手続以外にも、仮処分手続等があります。</p> <p>【お問合わせに関して】 対応時間 毎週月曜日から金曜日（祝祭日は除く） 9：00～17：00 （昼休み 12：15～13：00）</p>

問い合わせ先

神戸簡易裁判所

(住所) 神戸市中央区橋通2丁目2番1号

(電話) 078-341-7521 (代表)
内線 4710

伊丹簡易裁判所

(住所) 伊丹市千僧 1-47-1

(電話) 072-779-3071

尼崎簡易裁判所

(住所) 尼崎市水堂町 3-2-34

(電話) 06-6438-3781

明石簡易裁判所

(住所) 明石市天文町 2-2-18

(電話) 078-912-3231

柏原簡易裁判所

(住所) 丹波市柏原町柏原 439

(電話) 0795-72-0155

姫路簡易裁判所

(住所) 姫路市北条 1-250

(電話) 079-223-2721

社簡易裁判所

(住所) 加東市社 490-2

(電話) 0795-42-0123

龍野簡易裁判所

(住所) たつの市龍野町上霞城 131

(電話) 0791-63-3920

豊岡簡易裁判所

(住所) 豊岡市京町 12-81

(電話) 0796-22-2304

洲本簡易裁判所

(住所) 洲本市山手 1-1-18

(電話) 0799-22-3024

西宮簡易裁判所

(住所) 西宮市六湛寺町 8-9

(電話) 0798-35-9381

篠山簡易裁判所

(住所) 篠山市黒岡 92

(電話) 079-552-2222

加古川簡易裁判所

(住所) 加古川市加古川町粟津 759

(電話) 079-422-2650

浜坂簡易裁判所

(住所) 美方郡新温泉町芦屋 6-1

(電話) 0796-82-1169

利用できる制度

【各手続の概要】

●民事調停手続

調停主任(裁判官又は調停官)と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。

双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。

●少額訴訟手続

原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができます。

事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。

●民事訴訟手続

裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合には簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。

厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。

【費用について】

上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。

【ご注意】

裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。

上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。

【お問合せに関して】

お問合せ 左の欄の各簡易裁判所

対応時間 毎週月曜日から金曜日(祝祭日は除く)

9:00~17:00

(昼休み 12:15~13:00)